

住居手当に関する規則

〔平成 18 年 10 月 30 日〕
規 則 第 10 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日規則第 8 号 平成 25 年 2 月 21 日規則第 1 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日規則第 1 号 平成 00 年 0 月 00 日規則第 0 号

住居手当に関する規則(平成 7 年北但行政事務組合規則第 22 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、職員の給与に関する条例(平成 18 年北但行政事務組合条例第 7 号)において準用する豊岡市職員の給与に関する条例(平成 17 年豊岡市条例第 51 号)第 15 条の規定による住居手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 住居手当に関しては、豊岡市職員の住居手当に関する規則(平成 17 年豊岡市規則第 43 号)を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「管理者」に、「豊岡市職員の単身赴任手当に関する規則(平成 17 年豊岡市規則第 45 号)第 5 条第 2 号」とあるのは「単身赴任手当に関する規則(平成 18 年北但行政事務組合規則第 12 号)で準用する豊岡市職員の単身赴任手当に関する規則(平成 17 年豊岡市規則第 45 号)第 5 条第 2 号」に、様式第 1 号中「豊岡市職員の住居手当に関する規則第 6 条」とあるのは「職員手当に関する規則」に、様式第 1 号中「総務部職員課」とあるのは「環境課」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 31 日規則第 8 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 2 月 21 日規則第 1 号) 抄

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日規則第 1 号) 抄

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。